

欧州特許庁（EPO）審判部、請求項の補正に合わせて明細書の記載を整合させる必要があるかについて拡大審判部に付託

2025年8月6日

JETRO デュッセルドルフ事務所

EPO 審判部は、2025年7月29日、請求項の補正に合わせて明細書の記載を整合させる必要があるかについて拡大審判部に付託した旨、ニュースリリースにて公表した。

技術審判合議体は、中間審決 [T697/22](#) により、拡大審判部（G1/25）に以下の質問を付託した：

1. 異議申立手続又は異議申立不服審判手続中に欧州特許の請求項が補正され、その補正によって補正後の請求項と特許の明細書との間に矛盾が生じた場合、EPC の要件に従って、矛盾を解消するために明細書を補正後の請求項に適合させる必要があるか？
2. 最初の質問が yes の場合、EPC のどの要件がそのような適応を必要とするか？
3. 欧州特許出願の請求項が審査継続中または査定不服審判継続中に補正され、その補正によって補正後の請求項と特許出願の明細書との間に矛盾が生じた場合については、質問 1 と 2 に対する回答と異なるか？

中間審決 [T697/22](#) によると、事件の概要は次のとおりである。

異議部は、口頭審理において、請求項を補正する予備的請求 1E の提出を認め、1E は EPC の要件を満たすと判断した（IV., 4.1, 4.4）。

特許権者は、主請求と他の予備的請求も特許されるべきと上訴し（V.）、異議申立人は、1E と明細書とに対する異議部の判断が誤りであると上訴した（VI.）。

特許権者は、審判部における口頭審理において、1E よりも上位概念で幅広く記載されていた明細書の段落[0013]と[0016]を削除すること含む、予備的請求 1E を改めて提出したが（9.1）、審理に対して遅れて提出されたとして請求の追加は却下された（9.4）。

ここで、限定的に記載された 1E と、上位概念で幅広く記載された明細書の段落[0013]と[0016]とが共存することとなった（10.5）。

過去の判例では、請求項を補正した際に明細書の記載を整合させるべきかについて、意見が分かれていたため（14.肯定的な例、15.否定的な例）、上記質問 1 が付託された（18.-19.）。また、EPC のどの要件をその根拠とするかについて、上記質問 2 が付託され（21.1）、合わせて、異議申立以外に審査過程においての補正がなされた場合について、上記質問 3 が付託された（21.3）。

EPO における請求項と明細書の記載の整合の要件は、厳格に求められることが多かったところ（14.）、厳格な判断を維持するのか、柔軟な判断に変わるのか、拡大審判部の審決に注目したい。

—EPO 審判部のニュースリリースは、以下参照—  
(ニュースリリース)

<https://www.epo.org/en/case-law/appeals/communications/referral-enlarged-board-appeal>

(以上)